

国立大学法人電気通信大学株式等管理規程

制定 令和6年6月21日規程第11号
最終改正 令和7年2月21日規程第30号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）が寄附により又はライセンス等の対価として取得した株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）を適正に管理することを目的とする。

(株式等の管理責任者)

第2条 会計規則第5条第1項第2号に定める財務責任者は、管理責任者として、この規程に従って株式等について適正に管理するものとする。

(株式の売却時期)

第3条 管理責任者は、株式を取得した場合において、当該株式が上場されている場合にあっては当該株式を取得した後に、当該株式が上場されていない場合にあっては当該株式が上場された後に、可能な限り速やかに当該株式を売却するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 寄附により取得した株式であって、寄附者の意向として法人が当該株式を保有することにより生ずる配当金等を寄附金とする旨の条件が付されているとき。
 - (2) ライセンス等の対価として取得した株式が上場された場合であって、当該株式を一斉かつ大量に売却すると当該株式の価値の急激な下落を招くおそれがあると認めるとき。
- 2 管理責任者は、前項ただし書きにより保有する株式（次項に規定するものを除く。）について、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、当該株式を売却することができる。
- (1) 前項第1号に規定する条件により保有する株式について、無配当が相当の期間において継続しているなどの事由により当該条件の成立が困難であると認めるとき又は寄附の目的を達成したとき。
 - (2) 当該株式を保有することが法人の業務運営上著しく不利益であると認めるとき。
 - (3) その他管理責任者が特別な事由があると認めるとき。
- 3 管理責任者は、第1項第1号に規定する条件により保有する株式のうち国立大学法人電気通信大学現物資産活用基金規程に基づき受け入れたものについて、同規程第8条の規定により売却の決定がされたときは、当該株式を売却するものとする。

(売却の方法)

第4条 管理責任者は、原則として有価証券処分信託により株式を売却するものとする。

2 株式等発行会社の吸収合併等の理由により前項によりがたい場合は、他の方法によることができる。

(第三者への売却)

第5条 管理責任者は、前2条に定める場合のほか、株式を第三者へ売却することが適当と認められる場合は、適正な価格で適時に売却することができる。

(新株予約権の行使)

第6条 管理責任者は、新株予約権を、その目的たる株式の売却が可能となった場合は速やかに行使し、当該株式を取得するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めた場合には、適時に新株予約権を行使することができる。

(ライセンス等の対価額の確保)

第7条 管理責任者は、ライセンス等の対価として取得した株式等を売却するにあたっては、その対価額を確保するよう努めなければならない。

(共益権の行使)

第8条 株式等の発行会社に対する経営参加権等の共益権は、原則として行使しないものとする。ただし、当該権利を行使しないことが発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる等例外的かつ緊急避難的な場合については、この限りではない。

(法人としてのインサイダー取引の防止)

第9条 管理責任者は、株式等を売却するにあたっては、インサイダー取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条に規定する会社関係者の禁止行為をいう。）に係る規制その他の関係法令に基づく規制を遵守するための必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、財務責任者が定める。

附 則

この規程は、令和6年6月21日から施行する。

附 則 （令和7年2月21日規程第30号）

この規程は、令和7年2月21日から施行する。